

# 出資持分のない医療法人への 円滑な移行マニュアル

平成 23 年 3 月発行

厚生労働省医政局

委託先：株式会社川原経営総合センター

このマニュアルには医療法や税法の問題が多く関わってきますので、顧問弁護士、税理士等専門家と一緒に読みください。

マニュアルで取り上げた計算例等はいくまで特定の事例にもとづくものです。個別の案件によって、税法上の取り扱いが変わる可能性がありますので、専門家に相談の上、手続きを進めてください。また、都道府県により指導内容や提出書類も変わる可能性があります。実際の手続きの際には、管轄の窓口に十分に確認してください。

# 出資持分のない医療法人への 円滑な移行マニュアル

はじめに	2
<b>第1章</b> 医療法人の基礎知識	6
<b>第2章</b> 課題の確認	14
第1節 出資持分払戻請求権を行使された場合の影響度の算定	16
第2節 相続発生時における出資持分影響度の算定	22
第3節 理事等へ「特別の利益を与えること」について	24
<b>第3章</b> 医療法人の選択肢	26
第1節 特定医療法人への移行を考えた場合	27
第2節 社会医療法人への移行を考えた場合	76
第3節 一般の出資持分のない医療法人への移行を考えた場合	106
第4節 基金制度を採用した医療法人への移行を考えた場合	120
第5節 出資持分のない医療法人との合併を通じた移行を考えた場合	124
第6節 現状のまま出資持分のある医療法人	126
第7節 出資額限度法人への移行を考えた場合	127

このマニュアルは、平成23年3月1日現在の法律にもとづいて、従来の出資持分のある医療法人から、公益性の高い医療法人もしくは出資持分のない医療法人への移行を希望する場合に、それが円滑にいくことを目的に作成されたものです。また、出資持分のない医療法人への移行を希望しない医療法人にとっても、今後生じる可能性のある課題を確認できる内容となっています。なお、平成23年3月1日現在施行されている法律にもとづいて作成されていますので、現実的な対応に焦点が絞られています。

# はじめに

## 医療法人の出資持分をめぐる課題

### ◆背景

医療法人は剰余金の配当ができないことなどから、長年の経営により医療法人に積み上げられた剰余金が多額となる傾向があります。そのため、出資持分のある医療法人の出資社員が死亡し、相続人に対して当該出資持分に係る相続税が課税される場合は、医療法人の財産状態などによっては、その納税額が巨額に上ることもあり得ます。

また、出資持分の払戻請求があった場合、払戻額が高額になり、医療法人の存続が脅かされる事態が生じることが指摘されています。

さらに、退社時の出資持分払戻と解散時の残余財産分配は実質的な剰余金の配当にあたり医療法人の非営利性が形骸化しているなどとして、株式会社参入論の論拠ともなっていました。

このような背景も踏まえ、平成19年に施行された第五次医療法改正において、医療法人の非営利性を徹底し、医業を安定的に継続させる観点から、出資持分のある医療法人の新設ができなくなりました（改正医療法附則第10条による経過措置を受ける持分あり医療法人は依然として93.3%＊を占めています。）。

以上の点を踏まえると、非営利性の徹底と医業の安定的な継続を両立させるための手段のひとつとして、持分なし医療法人への移行を検討することは有効であると考えられます。

本マニュアルは、出資持分のない医療法人への移行を検討される法人向けに、移行に際してのプロセスや障害要因を把握し、それを乗り越える方法を紹介することを目的として作成しています。

### ◆医療法人の出資持分には、主に次の3点の課題があると考えられます

制度的な背景などから、医療法人に出資持分が存することについて、主に次の3点の課題が指摘されています。

#### 1 解散時に残余財産の分配がなされるため、医療法人の非営利性が保たれない。

厚生労働省の旧社団医療法人モデル定款と同旨の定款を定めている医療法人の場合、解散時の残余財産は、各出資者にその出資額に応じて分配されます。それが、実質的な剰余金の分配に当たり、医療法人の非営利性に反するという指摘があります。

#### 2 出資持分に相続税課税がなされ、その支払いに窮する。

多くの場合、創業者である理事長が医療法人の出資持分の大半を所有しており、その相続の際に、後継者は多額の相続税を支払うこととなります。そのため、承継を危うくさせてしまう可能性があります。

なお、この相続税課税の根拠は、出資持分につき退社時の払戻請求権や解散時の残余財産分配請求権が存することにあります。

### 3 出資持分を持つ社員が退社し、出資持分の払戻請求権を行使した場合、その払戻しが医療法人の経営を圧迫する。

多額の相続税を支払うため、あるいは意見対立から、出資持分を持つ社員は退社に伴い、その出資持分についての払戻しを請求する事が出来ます。出資額に応じた払戻しとなりますから、内部留保が多くなればなるほど、払戻す金額が多くなります。この出資持分の払戻しが、医療法人経営を圧迫しかねません。

出資持分払戻請求に関する代表的な判例としては、社団医療法人の出資社員が死亡したことにより発生した出資金返還請求権を相続等により取得したなどとして、当該出資社員の子が出資金の返還等を求めたものなどがあります（最高裁平成22年4月8日判決）。

なお、本マニュアルは、あくまで平成23年3月1日時点の法律等の状況において、これまで述べた出資持分のある医療法人に生じうる課題をクリアする方法のひとつとして、出資持分のない医療法人への移行を取り上げるものであって、出資持分のある医療法人が今後どうあるべきかという価値判断等に踏み込むものではありません。

#### ◆本マニュアルの構成

本マニュアルは、出資持分のない医療法人への移行を円滑に進められるよう要件や手続きを中心にまとめられたものです。

また、出資持分のある医療法人のままでいる場合でも、今後生じる可能性のある課題を認識したり、将来において移行の可能性を検討するために活用できる内容となっています。

## 第1章

### 医療法人の基礎知識

医療法人の種類、仕組み、出資持分についてなど、本マニュアルを読み進めるにあたっての基本的知識をまとめています。

## 第2章

### 課題の確認

払戻請求や相続が発生した場合の法人に与える影響を確認します。

## 第3章

### 医療法人の選択肢

今後のあなたの医療法人にとって、どのような選択肢があるのか確認しましょう。また、そのための問題や条件、移行手続きについて、それぞれの法人類型ごとに解説します。

## あなたの医療法人はどうしますか。

出資持分のない医療法人への円滑な移行にも様々な選択肢があります。下記の図は本マニュアルで取り上げた選択肢を示しています。あなたの医療法人の現状を分析し、候補となる類型の医療法人を確認しましょう。その上で、興味ある選択肢について該当頁でより詳しく検討しましょう。



